



## 航空危険物規則書第 57 版(2016 年 1 月 1 日発効)への訂正、追加

### IATA Dangerous Goods Regulations 57th Edition Effective 1 January 2016 ADDENDUM II Posted 26 February 2016 の邦訳

IATA 危険物規則書の利用者は、2016 年 1 月 1 日発効の第 57 版に対する下記の変更内容に留意されたい。  
変更または訂正箇所は、それと判別できるよう取り消し線と網掛けで表示した。なお、頁数はすべて JACIS 版航空危険物規則書の頁数を表している。

#### 運航者例外規定の新規または訂正 (2.8.4)

2.8.3.4 のリストに以下を追加する。

エアオーストラル (Air Austral) の後に                      エアバルティック (air Baltic)          BT

#### 訂正 3K (ジェットスターアジア)

##### 新規追加

**3K-06** UN 3090 の輸送、リチウム金属単電池および組電池はジェットスターアジア航空機による輸送を禁止する。  
この規定は包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用する。

この規定から適用免除される輸送は以下のとおりである。

- ・ UN 3091、リチウム金属単電池および組電池が包装基準 969 および 970 に従って機器と共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
- ・ UN 3481、リチウムイオン単電池および組電池が包装基準 966 および 967 に従って機器と共に包装されまたは機器に組み込まれている場合。
- ・ リチウム電池が旅客または乗務員が携行する危険物の規定に従って携行される場合。

**3K-07** UN 3480 の輸送、リチウムポリマー電池を含むリチウムイオン単電池および組電池はジェットスターアジア航空機による貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および Section II に適用する。

この規定から適用免除される貨物は以下のとおりである。

- ・ UN 3480、AOG 予備品として輸送されるリチウムイオン電池 (ポリマー電池を含む)。
  - “AOG Spares” の文言が危険物申告書の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “取り扱い注意 (Handling Information)” 欄か “品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載されなければならない。
- ・ UN 3480、緊急救命装置 (他の輸送手段が使用できない場合) で使用されるため輸送されるリチウムイオン電池 (リチウムポリマー電池を含む)。
  - “Urgently required to Support Life-Saving Devices” の文言が危険物申告書の “その他の取り扱い注意 (Additional Handling Information)” 欄または危険物申告書が要求されない場合には航空貨物運送状の “取り扱い注意 (Handling Information)” か “品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載されなければならない。

上記の適用免除貨物は以下でなければならない。

- ・ それぞれ正味量が 100 kg を超えないこと。
- ・ 危険物規則書のすべての関連部分に従っていること（たとえば使用される場合、危険物申告書）。
- ・ 1 航空機当たりの合計重量が 100 kg 以下であること。および
- ・ 下部貨物室のみに搭載すること。

#### 訂正 AA（アメリカン航空）

AA-08 包装基準 966、967、969 および 970 の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は必ず電池の個数と包装物の個数を記載しなければならない。複数の包装基準の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は必ず電池の個数と包装基準ごとの包装物の個数を記載しなければならない。オーバーパックまたは SLAC の Section II のリチウム電池を提出する場合、荷送人は電池の個数とオーバーパックまたは SLAC それぞれの包装物の個数を記載しなければならない。この情報は航空運送状または別個の書類に表示されなければならない。（空欄）

#### 訂正 AC（エアカナダ）

AC-07 2016 年 3 月 1 日より、エアカナダは包装基準 965 の Section II に従って貨物として準備された UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての委託貨物は包装基準 965 の Section I A または I B に従って輸送のために提供されなければならない。

**注：**  
AC-07 は 2016 年 4 月 1 日から UN 3480 リチウムイオン電池が旅客機では貨物として禁止されるため、適用されなくなる。

#### 新規追加 BT（エアバルティック）

BT-01 すべてのリチウム金属単電池および組電池（リチウム合金電池を含む）はエアバルティック航空機での貨物または郵便としての輸送は禁止する。これは包装基準 969 および包装基準 970 のすべての Section の UN 3491 に適用する。

BT-02 適用除外輸送物を含むすべての放射性物質 - RRY、RRW、および RRE はエアバルティック航空機での貨物および郵便としての輸送を禁止する。

BT-03 小型リチウム電池駆動の個人用輸送装置は機内持ち込みまたは受託手荷物あるいは身に付けても旅客および乗務員による携行は禁止する。

BT-04 医療用の酸素、または空気、気体の小型シリンダー。個人の医療用酸素装置は旅客が身に付けても受託手荷物または機内持ち込み手荷物でも受託されない。

酸素が航空便の間必要な場合、病気の旅客の輸送中の携行酸素はエアバルティックにより提供される。

**注：**  
液体酸素を使用する個人の医療用酸素装置は身に付けても、受託手荷物および機内持ち込み手荷物でも禁止する。

BT-05 移動補助機器：非防漏型蓄電池を装備した蓄電池駆動の車椅子または他の類似の移動装置。非防漏型蓄電池はエアバルティックにより、規則書に従って適切に包装、マーキング、ラベル貼付、書類が作成された航空貨物としてのみ受託される。これらの蓄電池は機内持ち込みまたは受託手荷物あるいは身に付けても旅客による携行は許可されない。

BT-06 キャンプ用ストーブおよび燃料容器は機内持ち込みまたは受託手荷物あるいは身に付けても旅客による携行は許可されない。

#### 訂正 CA（中国国際航空）

CA-01 混載の中の危険物の輸送は受託しない。ただし、以下を除く。

- ・ 冷却材として使用される UN 1845 固形二酸化炭素（ドライアイス）を含んでいる混載

- ・ 1ハウスの航空貨物運送状が付いた混載。
  - ・ 第9分類の危険物（UN 3480リチウムイオン電池およびUN 3090リチウム金属電池を除く）のみを含み同一荷送人および異なる荷受人の1ハウス以上の航空貨物運送状が付いた1マスターの航空貨物運送状を有する混載。
  - ・ ID 8000、消費者向け商品および/またはUN 1266、香水製品（Perfumery products）および/またはUN 1845、固形二酸化炭素（ドライアイス）のみを含む異なる荷送人/荷受人の複数のハウスの航空貨物運送状が付いた混載。
- (1.3.3、8.1.2.4、9.1.8および10.8.1.5参照)。

#### 新規追加

**CA-13** UN 3480、包装基準 965 に従って準備されたリチウムイオン電池（Section I A、Section I B および Section II）、UN 3090、包装基準 968 に従って準備されたリチウム金属電池（Section I A、Section I B および Section II）は貨物として受託しない。

**CA-14** 各旅客および乗務員は合計で 8 個の予備電池を超えて携行することは許可されない。

合計で 8 個の予備電池に含まれるものは以下である。

- ・ ワット時定格値が50Whを越え100Whを超えない2個以下のリチウムイオン電池またはリチウム金属含有量が1gを越え2gを超えない2個以下のリチウム金属電池

#### 注：

1. 2個以下のパワーバンク（power banks）は許可される。
  2. リチウムイオン電池、リチウム金属電池で、ワット時定格値またはリチウム含有量のいかなる明確なマークもないものまたはワット時定格値が計算できない場合は禁止される。
- ・ 車椅子または他の移動補助機器用の許可される予備のリチウム電池の個数は合計で 8 個の予備電池に含まれ、車椅子および他の移動補助機器に対する関連した要件に適合しなければならない。

#### 訂正 KE（大韓航空）

**KE-01** 混載の中の、微量危険物、および適用除外放射性物質およびリチウム電池（Section II 包装基準 965、包装基準 968）を含む危険物の輸送は受託しない。ただし以下の貨物を除く。

- ・ 1マスターの航空貨物運送状に1ハウスの航空貨物運送状が付いた混載。
- ・ 冷却材として使用される UN 1845、固形二酸化炭素（ドライアイス）を含む混載。
- ・ リチウム電池 Section II（包装基準 966、967、969、970）。

(1.3.3、8.1.2.4、9.1.8 および 10.8.1.5 参照)。

**KE-04** UN 3480 リチウムイオン組電池および単電池は大韓航空旅客航空機での貨物としての輸送を禁止する。これは包装基準 965 の Section I A、I B および II に適用される。

UN 3480、リチウムイオン電池、Section I A、I B および II について、荷送人はリチウムイオン電池が 30%以下の充電率であることを明確に示さなければならない。危険物申告書には“その他の取り扱い注意（Additional Handling Information）”欄に示すことが望ましい。UN 3480、Section II については荷送人は航空貨物運送状に適合性宣言の表示でこれを示さなければならない。

**KE-06** “微量危険物”および“適用除外放射性物質（Radioactive Material in Excepted Package）”を含む危険物は大韓航空の旅客便での輸送は受託しない。唯一の例外は UN 3166、ID 8000、UN 1845、UN 2807、および UN 3373 および UN 3481/3091 Section II（包装基準 966、967、969、970）である。

#### 訂正 LH（ルフトハンザ航空/ルフトハンザ貨物航空）

##### 新規追加

**LH-09** UN 3171 電池で駆動する乗り物および電池で作動する機器を含むすべての貨物は旅客機に禁止され、危険物申告書に貨物機専用（Cargo Aircraft Only）と表示し包装物は貨物機専用ラベルを有していなければならない。

#### 訂正 QK (ジャズ航空)

QK-07 2016年3月1日発効で、ジャズ航空はUN 3480、包装基準 965 の Section II に従って準備された貨物としてのリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての貨物は包装基準 965 の Section I A および I B に従って輸送に供されなければならない。

**注:**  
QK-07 は 2016 年 4 月 1 日から UN 3480 リチウムイオン電池が旅客機では貨物として禁止されるため、適用されなくなる。

#### 訂正 RV (エアカナダルージュ)

RV-07 2016年3月1日より、エアカナダは包装基準 965 の Section II に従って貨物として準備された UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池を受託しない。UN 3480、リチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池のすべての委託貨物は包装基準 965 の Section I A または I B に従って輸送のために提供されなければならない。

**注:**  
RV-07 は 2016 年 4 月 1 日から UN 3480 リチウムイオン電池が旅客機では貨物として禁止されるため、適用されなくなる。

#### 訂正 TK (トルコ航空)

TK-01 UN 3090 リチウム金属電池および UN 3480 リチウムイオン電池は貨物としての輸送は禁止する。これは、包装基準 965 および包装基準 968 の Section I A、I B および Section II に適用する。この禁止は貨物機で (COMAT) 社用品として輸送される UN 3090 および UN 3480 には適用しない (UN 3090、Section II) のみ受託する。

TK-05 (空欄) UN 2809、水銀 (Mercury) および UN 3506、製品に含まれた水銀 (Mercury contained in manufactured articles) は貨物としての輸送は禁止する。この禁止は特別規定 A69 の規定に合致する水銀を含む製品には適用しない。

#### 訂正 UU (エアオーストラル)

UU-03 放射性輸送物適用除外輸送物、AOG (緊急航空機部品) 以外の放射性物質の輸送は受託しない (10.10.2 参照)。

UU-06 2.3 および表 2.3.A で旅客手荷物として許可される以下の危険物は運航者の認可によってのみ許可される。

- ・ 燃料電池カートリッジ (2.3.5.10)。
- ・ ~~防漏型電池を組み込んだ携帯電子機器 (2.3.5.13)。~~
- ・ 少量の引火性液体を含んでいる非伝染性の標本 (2.3.5.14)。
- ・ 内燃機関または燃料電池エンジン (2.3.5.15)。

#### 訂正 VT (タヒチ航空)

VT-02 貨物として輸送される以下の品目については特定の制限が適用される (E-mail resp-md@airtahiti.pf にて航空会社へ問い合わせること)。カテゴリ I 白 ("RRW" コード) の放射性物質のみ輸送を受託する唯一の例外は輸送指数が 1 を超えず Laboratoire des Travaux Publics によってのみ発送される UN 3332、放射性物質、A 型輸送物、特別形である。

~~— 区分 2.3 のガス~~

~~— 区分 4.2 および区分 4.3 の固体。~~

~~— カテゴリ II 黄およびカテゴリ III 黄の放射性物質 ("RRY" コード)。~~

~~— UN 2211 発泡ポリメリックビーズ (Polymeric beads, expandable) および UN 3314 プラスチック成形材料~~

(Plastic moulding compound)。

VT-03 主要基地 (Tahiti-Faa'a, “PPT” コード) 以外のいかなる発地空港からは、認可された危険物の制限リストを公表している (航空会社に問い合わせること。email: resp-md@airtahiti.pf)。

VT-08 医療および臨床廃棄物、およびウイルスに感染した動物および有毒な動物は輸送を受託しない。

## 第4章

### 4.2 危険物リスト

以下のとおり修正する。

UN/ ID no.	Proper Shipping Name/Description	Class or Div. (Sub Risk)	Hazard Label(s)	PG	EQ see 2.6	Passenger and Cargo Aircraft				Cargo Aircraft Only		S.P. see 4.4	ERG Code
						Ltd Qty		Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg	Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg		
						Pkg Inst	Max Net Qty/Pkg						
A	B	C	D	E	F	G	H	I	J	K	L	M	N
3480	Lithium ion batteries (including lithium ion polymer batteries) †	9	Miscellaneous		E0	Forbidden		See 965		See 965		A88 A99 A154 A164 A183 A201	9F

448 頁 特別規定 A201 を以下のとおり修正する。

A201 関係する国は、1.2.6 に従って、リチウム金属電池またはリチウムイオン電池を旅客機で貨物として輸送することを禁止する規定の適用免除を許可してよい。本特別規定に従って適用免除を発行する当局は、3 ヶ月以内に ICAO 貨物安全部門の長 (Chief of the Cargo Safety Section) へ写しを提出しなければならない。Email では CSS@icao.int、ファクシミリでは +1 514-954-6077、または郵便では以下の住所まで。

#### 編集者注:

特別規定 A201 が UN 3480 に割り当てられて、A201 は貨物として旅客機輸送禁止のリチウムイオン電池への参照とされるよう修正されたが、この旅客機輸送禁止は 2016 年 4 月 1 日まで発効しない。そのため 2016 年 3 月 31 日までは、UN 3480、リチウムイオン電池はこれまでどおり旅客機にて輸送するよう出荷されることができる。

Chief, Cargo Safety Section  
International Civil Aviation Organization  
999 University Street Robert Bourassa Boulevard  
Montreal, Quebec  
CANADA H3C 5H7

#### 注:

リチウム電池輸送禁止の適用免除手順のガイダンスは ICAO 技術指針の補遺、Part S-1:4 にて参照することができる。

## 第5章

696 頁~699 頁; 包装基準 965 を以下のとおり修正する。

### 包装基準 965

#### 序

2016 年 3 月 31 日まで、本基準は旅客機にて、および貨物機専用として輸送されるリチウムイオンまたはリチウ



ムポリマーの単電池および組電池（UN 3480）に適用する。2016年4月1日より、本基準は貨物機専用として輸送されるリチウムイオンまたはリチウムポリマーの単電池および組電池（UN 3480）に適用する。

.....

Section IA

表 965—IA

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
UN 3480 Lithium ion batteries	Until 31 March 2016 – 5 kg With effect 1 April 2016 – Forbidden	35 kg

.....

Section IB

.....

追加要件—Section IB

.....

各貨物には以下の記載がなされた書類が伴っていなければならない。

- ・ 包装物はリチウムイオン単電池または組電池を収納している。
- ・ 包装物は注意して取り扱わなければならない、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある。
- ・ 包装物が損傷した場合、必要なら検査および再包装を含めて特別な措置が取られること。および
- ・ 追加情報を得るための電話番号。

各包装物は 7.1.4.1 (a) および (b) の要件に従ってマーキングしなければならない。加えて 7.1.4.1 (c) で要求される場合、正味重量 (net weight) が包装物にマーキングされなければならない。

**2016年3月31日まで**

各包装物には、第9分類の危険性ラベル（図 7.3.W）に加えてリチウム電池取り扱いラベル（図 7.4.H）が貼付されなければならない。

**2016年4月1日より**

各包装物には、第9分類の危険性ラベル（図 7.3.W）に加えてリチウム電池取り扱いラベル（図 7.4.H）および貨物機専用ラベル（図 7.4.B）が貼付されなければならない。

各包装物は 7.1.4.1 (a) および (b) の要件に従ってマーキングしなければならない。加えて 7.1.4.1 (c) で要求される場合、正味重量 (net weight) が包装物にマーキングされなければならない。

表 965—IB

UN number	Net quantity per package Passenger aircraft	Net quantity per package Cargo Aircraft Only
Lithium ion cells and batteries	Until 31 March 2016 – 10 kg With effect 1 April – Forbidden	10 kg

.....

Section II

この Section の要件に合致したリチウムイオンの単電池および組電池は、以下を除いて、本規則の他の追加的な要件の適用を受けない。

- 混載貨物に関する危険物の制限（1.3.3.2.3 および 1.3.3.2.6）。
- 旅客および乗務員の手荷物に入れられた危険物（2.3）。このような特別に許可されたリチウムイオン電池のみ、機内持ち込み手荷物の中に入れて輸送することが出来る。
- 航空郵便に入れられた危険物（2.4）。

(d) ユニットロードデバイスの使用 (5.0.1.3)。

(e) 2016年4月1日より、貨物機の搭載 (9.3.4)。

(ef) 危険物の事故 (accident)、軽微な事故 (incident)、およびその他の事象 (occurrence) の報告 (9.6.1 および 9.6.2)。

.....

## 追加要件—Section II

.....

各貨物には以下が記載された書類が伴っていないなければならない。

- ・ 包装物はリチウムイオン単電池または組電池を収納している。
- ・ 包装物は注意して取り扱わなければならない、包装物が損傷を受けた場合、引火性の危険性がある。
- ・ 包装物が損傷した場合、必要なら検査および再包装することを含めて特別な措置が取られること。および
- ・ 追加情報を得るための電話番号。

危険物申告書は要求されない。

単電池または組電池を輸送のため準備し供しようとする者は、その責任に応じたこれらの要件に関する適切な指示を受けなければならない。

### 2016年3月31日まで

各包装物にはリチウム電池取り扱いラベルが貼付されなければならない (図 7.4.H)。

航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 965” の文言が航空貨物運送状に含まれなければならない。この文言は、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載することが望ましい。

危険物申告書は要求されない。

### 2016年4月1日より

荷送人はいかなる一件の貨物においても、本 section に従って準備された二つ (2 個) 以上の包装物を輸送に供してはならない。

各包装物はリチウム電池取り扱いラベル (図 7.4.H) および貨物機専用ラベル (図 7.4.B) が貼付されなければならない。包装物の寸法が十分であれば、貨物機専用ラベルはリチウム電池取り扱いラベルの近くで包装物の同一面に貼付しなければならない。

航空貨物運送状が使用される場合、“Lithium ion batteries in compliance with Section II of PI 965” および “Cargo Aircraft Only” または “CAO” の文言が航空貨物運送状に含まれなければならない。当該文言は、航空貨物運送状の“品物の性質および量 (Nature and Quantity of Goods)” 欄に記載することが望ましい。

Section II の規定に従って準備されたりチウムイオン電池を含む包装物およびオーバーパックは、本規則の適用を受けない貨物とは別に分けて運航者に引き渡されなければならない。包装物およびオーバーパックは、運航者に引き渡す前にユニットロードデバイスの中に積み付けてはならない。

単電池または組電池を輸送のため準備し供しようとする者は、その責任に応じたこれらの要件に関する適切な指示を受けなければならない。

## オーバーパック — Section II

### 2016年4月1日より

Section II の要件に従った一つ (1 個) 以下の包装物をオーバーパック内に置くことができる。当該オーバーパックはまた、それぞれの包装物が互いに危険な反応をする物質を収納しているのでなければ、危険物または本規則の適用を受けない品物の包装物を収納することができる。オーバーパック内の包装物上のリチウム電池取り扱い (左記は ADDENDUM 19 January の JACIS 誤植訂正) ラベルが視認できない場合、オーバーパックに “OVERPACK” の語をマーキングし、リチウム電池取り扱いラベル (図 7.4.H) および貨物機専用ラベル (図 7.4.B) を貼付しなければならない。

**注：**

Section II の目的上、オーバーパックとは、一荷送人によって行われる、本 section の規定に従って準備された一つ以下の包装物を含む収納方式をいう。Section I A および/または Section I B の規定に従って準備された輸送に際しても、オーバーパック当たり Section II の包装物は一つというこの制限は依然適用となる。

.....

706 頁～707 頁；包装基準 968 を以下のとおり修正する。

**包装基準 968**

.....

**Section II**

この Section の要件に合致したリチウム金属またはリチウム合金の単電池および組電池は、以下を除いて、本規則の他の追加的な要件の適用を受けない。

- (a) 混載の中の危険物の制限 (1.3.3.2.3 および 1.3.3.2.6)。
- (b) 旅客および乗務員の手荷物に入れられた危険物 (2.3)。このような特別に許可されたりチウム金属電池のみ、機内持ち込み手荷物の中に入れて輸送することが出来る。
- (c) 航空郵便に入れられた危険物 (2.4)。
- (d) ユニットロードデバイスの使用 (5.0.1.3)。
- (e) 貨物機の搭載 (9.3.4)。
- (ef) 危険物の事故 (accident)、軽微な事故 (incident)、およびその他の事象 (occurrence) の報告 (9.6.1 および 9.6.2)。

以上

航空危険物規則書第 57 版邦訳(訂正・追加)

---

---

2016 年(平成 28 年) 3 月 発行

一般社団法人 航空危険物安全輸送協会(JACIS)

住所 〒104-0033 東京都中央区新川 1-25-12 新川フロンティアビル 8F

電話 03(5542)0712

ファックス 03(5542)0714

E-mail [jacis.air.dg@jacis.or.jp](mailto:jacis.air.dg@jacis.or.jp)

URL <http://www.jacis.or.jp/>

- ・当翻訳の内容の一部あるいは全部を無断で複写複製(コピー)することは、法律で認められた場合を除き、著者 (IATA) および発行者 (JACIS) の権利の侵害となります。
  - ・当翻訳は、あくまで、IATA 発行のオリジナル(英語)版理解の一助として作成したものです。あいまいな点や疑問の点は、必ず原典である英語版をご確認下さい。
- なお、弊協会では、本翻訳の誤記、脱漏、誤訳などによって引き起こされる損失、損害 については、一切責任を負いかねますので、あらかじめご了承下さい。